

兵庫県告示第585号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年7月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ (小型魚)

- ## 1 都道府県別漁獲可能量

21.8トン

- ## 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	18.2トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- ## 1 都道府県別漁獲可能量

19.4トン

- ## 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	11.9トン
兵庫県その他沿岸漁業	7.5トン



兵庫県告示第586号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年7月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年7月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- ## 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画公園

9.6.3号三木総合防災公園

- ## 2 都市計画を変更した土地の区域

三木市志染町窟屋字岩屋谷、字五台山、字本谷、字中尾、字西谷、字ヤケ尾及び字上ヶ原